

## 第40回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成24年3月26日（月）

午後2時

場所 宮城県自治会館2階

200・201会議室

## 第40回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

### 1 開催年月日及び場所

平成24年3月26日（月）午後2時から午後3時まで  
宮城県自治会館2階 200・201会議室

### 2 出席者の職名及び氏名

- |   |        |
|---|--------|
| ・ 仙台入国管理局首席審査官<br>（仙台入国管理局総務課長 民部田 敏男 代理）                       | 浅岡 辰之  |
| ・ 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長  | 桑原 唯夫  |
| ・ 仙台検疫所次長   | 石灘 務   |
| ・ 横浜植物防疫所塩釜支所次席植物検疫官<br>（横浜植物防疫所塩釜支所長 和田 英男 代理）                 | 菊地 勇人  |
| ・ 東北経済産業局産業部産業振興課課長補佐<br>（東北経済産業局産業振興課長 木村 研一 代理）               | 相馬 広志  |
| ・ 東北運輸局交通環境部物流課長  | 藤原 博之  |
| ・ 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長  | 諸星 一信  |
| ・ 宮城海上保安部交通課長   | 田中 利夫  |
| ・ 東北地方整備局企画部環境調整官   | 原田 吉信  |
| ・ 仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課技師<br>（仙台市都市整備局総合交通政策部参事兼交通政策課長 佐藤 良一 代理） | 薄井 健   |
| ・ 石巻市建設部参事<br>（石巻市建設部長 櫻田 公二 代理）                                | 高田 浩穂  |
| ・ 塩竈市産業環境部商工港湾課長<br>（塩竈市産業環境部長 荒川 和浩 代理）                        | 佐藤 修一  |
| ・ 女川町水産農林課長   | 武山 欣一郎 |
| ・ 宮城県総務部次長  | 佐野 好昭  |
| ・ 宮城県震災復興・企画部理事兼次長  | 上仮屋 尚  |
| ・ 宮城県環境生活部環境対策課長<br>（宮城県環境生活部次長（技術担当） 加茂 雅弘 代理）                 | 安倍 睦夫  |
| ・ 宮城県農林水産部理事兼次長   | 伊本 廣一  |
| ・ 宮城県土木部技監兼次長   | 佐藤 敬   |
| ・ 宮城県土木部次長  | 菅原 芳彦  |

### 3 議題

#### (1) 報告

第39回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

#### (2) 審議

議案第1号 仙台塩釜港・石巻港・松島港の港湾区域の統合について

### 4 審議経過の概要

#### (1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

#### (2) 挨拶

宮城県土木部佐藤技監兼次長から、今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

#### (3) 会議成立の確認

事務局から、幹事総数20名中出席19名、うち本人出席12名、代理出席7名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本幹事会が成立していることが報告された。

#### (4) 議長選出

幹事会の議長については、宮城県土木部技監兼次長の佐藤幹事が務めることとされた。

#### (5) 議事録署名人の指名

横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 桑原 唯夫幹事と東北地方整備局企画部環境調整官 原田 吉信幹事が指名された。

#### (6) 議事

##### イ 報告

第39回宮城県地方港湾審議会幹事会議案のその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

##### ロ 審議

議案第1号 仙台塩釜港・石巻港・松島港の港湾区域の統合について

事務局から、仙台塩釜港・石巻港・松島港の港湾区域の統合について、議案書及び資料により説明がなされた。

#### <議長 佐藤幹事>

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました議案第1号につきましてご意見、あるいはご質問などございませんでしょうか。

<宮城海上保安部交通課長 田中幹事>

資料①5-7の仙台港区における小型船だまりの機能強化について、本来高松の埋め立てについては、別のところに船だまりを造って、タグボートや一般の船については、移転してから埋め立てを行うという話でした。今回の話では、先に埋め立てをしてしまうということで、心配しているのは、タグボートや綱取り船も含めて恒常的に置く場所がなくなり、フェリーふ頭や昔の花王の岸壁に置くようになると聞いておりますが、ご承知のとおり仙台港区の特に東側は、場所の確保が不安定です。そうすると場合によっては塩釜に引き上げてくることが予想されますが、タグを必要とする船舶がぎりぎり出れなくなるとか、入って来れないとか、色々な弊害が考えられます。言葉が悪いですが、非常に使い勝手の悪い港になりかねないと想定されます。私どもは、非常に安全対策について危惧しておりますが、その点いかがでしょうか。

<議長 佐藤幹事>

その点について、事務局からお願いします。

<事務局>

5-7ページで示しているように、大型バルク、いわゆる穀物船を着船させるため高松ふ頭を埋め立てる計画で、今、埋立て申請をとっており、来年度から着手する段取りとなっております。

ご指摘のとおり、本来は港湾計画で位置づけました中野地区の向かいのポートサービス船用の船溜まりを整備した上で、そちらにシフトして工事にかかるという形が必要ですが、立地している企業の大型船への要請、増産計画がありますので、現在、ポートサービス船の方々とも、船溜まりができるまでの間については、ご指摘のありましたとおり、5-6の赤く着色されているフェリーふ頭西側の東日本フェリーが止まっていた2号バースや、向かい側の端の公共バース、それから花王さんの岸壁をお借りして置く形としています。ただ、その場合にも利用者は、ここは港奥部で1番波の荒いところなので、塩釜に移動せざるを得ないんじゃないかということなので、その点は色々調整させていただいております。その上で、船溜まりの整備について、実施に移していきたいと思っております。

<宮城海上保安部交通課長 田中幹事>

分かりました。とにかく私どもとしては、災害が発生した際に大型船が逃げ遅れることのないようにしたいということで、考えられるのは、早め早めということでタグが避難するところを見計らって、その前に出なさいという指導も必要なのかなど。そうなるより早めの対応を求めていかなければならないということで、たぶん利用者からはご

指摘が寄せられてくると思いますが、その点については、港湾管理者としても十分ご理解の上進めていただきたいと思います。

<議長 佐藤幹事>

田中幹事から港湾の管理運営の安全面について、大変重要なご指摘をいただきました。その他ございませんでしょうか。

その他、港湾区域の統合についてご意見がありましたらお願いします。

<石巻市建設部参事 高田幹事>

仙台塩釜港・石巻港・松島港の統合同体化のスケジュールについて、4月から始めに区域、その後に計画の統合ということでご説明いただいたと思いますが、どちらも地方港湾審議会で審議する上で、先に区域、後に計画というのは、何か理由があるのかご教示いただきたいと思います。本当は一体的にやるべきではないのかと思うのですが、先に区域を決めてその後に計画というのは、何か手続き上の話があるのかご教示願います。

<議長 佐藤幹事>

なぜ、このような手続きの順番になるのかということで、事務局の方、お願いいたします。

<事務局>

従来地域の方々には、この港湾区域と港湾計画の統合が同じ時期だにご説明してきたわけです。しかし、具体的な作業からいくと、先ほど説明のあったように、あくまで港湾区域を統合する必要性があつて、港湾区域を統合するのだからと、港湾区域を統合する前に、港湾計画を策定できないだろうということで、手続き上は、港湾区域の公告ののちに地方港湾審議会を経て港湾計画の作業に入っていくという順序で、これは国との調整の中でこのようなスケジュールになったものです。

<議長 佐藤幹事>

私の方から補足しますと、あくまで港湾計画というものは、統合したものとしての港湾計画ということになりますので、区域を変更したうえでの手続きという順番となりますけども、先ほど事務局から説明のありましたとおり港湾区域の統合、あるいは施行令の改正、つまりは港湾の統合については、将来的な絵姿というものが必要となりますので、この3月までに地元宮城県においては、港湾計画の素案まで作成、検討し、それをもって、このペーパーにある順番で手続きを進めていく、具体的には港湾区域の統合と施行令の改正ののちに計画の改定という順番になると理解していますが、これで事務局としては問題ないですか。

<事務局>

港湾計画というのは、港湾区域の開発の理由を決めるという形なので、別々の港の状態の中で、おのおの港区自体の港湾計画を検討するというのは、正式にはできないということになります。ですから、あくまで港湾区域を統合した段階で、港湾計画の作成に移れるというわけです。

ただし、なぜ長期構想委員会を地方港湾審議会にぶつけているかというのは、港湾区域を統合する運輸審議会にかける事務作業の方から言うと、なぜ、港湾区域を変更する必要があるのか、それから統合した後の形がまったく決まっていな中で、統合が必要だということを委員にご説明できないということがあって、長期構想委員会の中で港湾計画の素案を作成してご了解をいただいて、港湾区域の統合のための作業手続きに入っていくということです。

その中で、統合したら正式に港湾計画の変更・改定という作業に行くということで、その前後関係があるということです。

<石巻市建設部参事 高田幹事>

この資料は区域と計画に共通だという認識してよろしいですか。

<事務局>

共通で使えるものとして作成しております。

<議長 佐藤幹事>

他にご意見はございませんか。

(発言なし)

<議長 佐藤幹事>

それではご意見ご質問等がないようでございますので、お諮りしたいと思います。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県地方港湾審議会でご報告することにしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 佐藤幹事>

ないようでございますので、原案のとおり適当であると報告することにいたします。それでは、今回の報告事項、それから審議事項以外でご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言なし)

<議長 佐藤幹事>

ないようでございますので、以上をもちまして本日の議事の一切を終了させていただきます。幹事の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第40回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきます。幹事の皆様方にはお忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

## 5 議決内容

議案第1号について、原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第40回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人

---

---